

**第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校
開校推進協議会 議事要録**

● **日時・場所・参加者**

- (1) 日時：平成30年1月18日（木）午後7時00分～午後8時30分
- (2) 場所：赤羽会館大ホール
- (3) 出席者：協議会委員32人 傍聴人14人

1 座長挨拶

2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書（案）について

野尻教育政策課長から説明があり質疑が行われた。
(説明及び質疑応答の内容は、下記を参照)

3 その他

● **説明及び質疑応答**

座長	それでは定刻になりましたので、第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会を始めさせていただきます。 最初に、私のほうからご挨拶をさせていただきます。前回の協議会では、学校施設の配置等を中心にご協議いただきました。学校施設の配置は、北区立施設一体型小中一貫校の設置基本方針を踏まえて、事務局で示した施設配置案とすることを確認いただきました。また、設計に当たって留意する点として、小学生と中学生が安全に活動できる大きなグラウンドを確保すること、近隣の住環境に十分配慮をした校舎とすること。また、神谷小学校と中学校が仮移転せずに建設できる整備方法及びスケジュールなどを確認していただきました。本日は最後の開校推進協議会となりますので、協議会として最終的な報告書のまとめを行いたいと思っております。 本日も報告書の内容について、活発なご意見をよろしく願います。 それでは、議事に入る前に事務局から連絡及び確認をお願いいたします
事務局	それでは、事務局より申し上げます。本日の会議ですが、20時30分ごろの終了を見込んでおります。よろしく願います。

次に、2点ご確認させていただきます。1点目は、会議内容の録音等についてでございます。本日のご発言内容は、記録作成のために事務局で録音させていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

2点目は、本日の資料の確認です。あらかじめ、開催通知とともに資料をお送りさせていただき、本日ご持参いただくようお願いをしたところですが、もし本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、席上に配付させていただいた資料について確認いたします。1枚目が座席表です。2枚目が委員名簿です。メモ用紙として、白紙を2枚配付いたしました。

次に、事前に配付させていただきました資料について、確認いたします。

1点目は資料1、第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会次第でございます。2点目が資料2、北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書（案）でございます。

なお、本日資料3として、第4回小中一貫校開校推進協議会報告会での質疑要旨を席上配付させていただきました。この資料3については、1月6日に開催した地域住民向け報告会での質疑要旨になります。

幾つか内容を紹介いたしますと、まず「なぜ案3で決まったのか理解できない。近隣住民への配慮ということであれば、案3という答えは出ないと思っていた。」との意見がありました。

次に住民への配慮ということについて、「配慮すると幾ら口で言っても、結局何も対応されなかったというのが一番怖い。」「開校推進協議会の報告書には、近隣住民への配慮の記載があるが、これでは不十分である。単独で章立てすべきである。」「資料のイメージ図には、マンション住民の要望や住民説明会でお願いしたことが反映されていないし、配慮もされていない。」などの意見がありました。

次に、「工事段階やその後の運用段階において、住民に何らかの悪影響があったときは、区のほうで補償を確実にしてもらえるのか。」「補償に関し、書面により取り交わしができないか区のほうで協議してほしい。」との意見がありました。

次に、「小中一貫校になったときに通学区域が変更になると思うが、変更することには反対である。」「プールを3校の児童生徒で使うことに関し、一つのプールでさばけるのか。」などの意見がありました。

資料については、後ほどご覧いただきたいと存じます。また、この地域住民向け報告会の記録につきましては、資料送付の際に事前周知をさせていただきましたが、北区のホームページでも全文を公開しています。

説明は以上です。

座 長

ありがとうございました。今の報告会での質疑応答のところは資料の3にありますので、今ご質問のみ簡単にご報告いただきましたけれども、事務局からの回答も出ていますので、資料3、会議の中でごらんいただければと思います。

それでは、続きまして次第の2、北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書（案）に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書(案)について

事務局

事務局でございます。それでは、お手元の資料2、(案)北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書につきまして、ご説明をさせていただきます。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

こちらの報告書につきましては、第1回から第4回の開校推進協議会において協議及び確認をしていただいた内容を報告書として取りまとめさせていただきます。本日は報告書(案)につきまして、ご意見を頂戴いたしまして、ご了承をいただきましたら、この報告書を踏まえて教育委員会で全体構想を策定することとしております。

それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。まず、このタイトルでございますが、前回の第4回資料といたしまして、未定稿という形で出させていただきました。そのときには、タイトルがこのタイトル3行目、開校推進協議会報告書のところが、全体構想策定についてとなっていました。より内容をわかりやすくするため、タイトルのほうをこのように変えさせていただきます。

それでは、1枚表紙をおめくりいただきまして、「はじめに」をごらんください。ここは前回空欄となっておりますが、開校推進協議会座長の藤井先生の挨拶という形で記載をさせていただきます。簡単に内容を要旨だけになりますが、ご説明させていただきますと、本協議会は施設一体型小中一貫校開校を神谷中サブファミリーに設置するため、その全体構想に関する協議を行うことを目的として設置されました。平成29年6月以降、5回にわたり協議を行ってまいりましたが、本協議会では慎重かつ自由闊達な協議が実現できるように心がけました。特に学校施設については、先進区の事例を視察に行くなど、時間をかけて協議を進めてまいりました。

この間、周辺住民の方々から反対や不安の声が教育委員会によせられましたが、協議会ではそのような声も踏まえ、周辺住環境に十分配慮することを前提として設置計画を進めていくことを確認したところでございます。各委員からさまざまな意見が出されましたが、子どもたちの将来を思う気持ちは一致しており、最終的に本報告書をまとめることができました。委員各位に心から感謝の意を表する次第です。こういった内容で挨拶の文を頂戴いたしました。

それでは、もう1枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。第1章から第6章までの章立てになっております。第1章では、協議・検討にあたってお示しの内容で、また第2章につきましては、施設一体型小中一貫校の位置付けや役割、指定校制度を利用する学区域についての基本的な考え方。第3章では学年段階の区切りについてや、教科担任制について及び教育内容について。第4章では教職員体制、PTA活動等についての学校経営、また第5章では施設配置、学校施設の概要等の施設整備、そして第6章では推進体制及び開校までのスケジュールという章立てになっております。参考資料としまして、後ろに設置要綱、また5回の協議の経過を載せさせていただきます。また、その下に別添資料という形で、第1回から第4回の配付資料の記載があります。大変申し

わけございません、これは第4回ではなく、最後は第5回、本日を含めまして、第5回の配付資料というふうにさせていただきたいと思っております。数字の訂正を、4を5によりしくお願いいたします。

また、この報告書を公開するときには、この配付資料をまとめたものを添付いたします。本日につきましては、委員の皆様方におかれましては、資料のほうはお持ちだと思っておりますので、ご用意はしておりませんが、まとめますと、このように1冊分くらいになります。この添付資料につきましては、先ほども申し上げましたが公開をするときには添付をするという形にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、内容の説明に入らせていただきますが、第1章から第4章及び第5章の一部につきましては、前回ご説明している部分もございますので、本日はそれらの章につきましては、要旨をご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。第1章の協議・検討にあたってでございます。1番としまして、北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想ということで、全体構想を協議・検討するに当たりまして、2点の役割を確認しました。1点目が神谷中サブファミリーに設置する施設一体型小中一貫校の全体構想を策定するために必要な事項について、協議・検討し北区教育委員会に報告すること。2点目が、協議・検討するにあたって、施設一体型小中一貫校設置基本方針を踏まえ、これに沿って進める。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合には協議・検討の対象とすることは可能であること。

2の検討の進め方でございます。設置要綱に定められました所掌事務を踏まえまして、以下の事項について協議・検討をしていただきました。以下、お示しのとおりでございます。

2ページをごらんください。第2章、基本的な考え方です。1の施設一体型小中一貫校の位置付けでございますが、学校教育法第1条に定める義務教育学校として位置付けて設置するものとする。

2の小中一貫校の役割です。すべての区立学校が取り組んでいます小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するもの。義務教育9年間について、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、教育内容を充実させ、中1ギャップ等の解消、諸課題の解決に資する学校となることを目指す必要があるという記載です。

3の指定校制度及び通学区域では、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用することを基本とする。小中一貫校であることを踏まえて、現神谷中学校の通学区域に赤羽南一丁目、赤羽目南二丁目、神谷一丁目の学区域を取り入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる。なお、学区域の変更に係る指定校変更については、柔軟な対応を取る必要があるとしております。

おめくりいただきまして、3ページをごらんください。4の学校ファミリー構想との関係です。小中一貫校はこれまで同様に、12のサブファミリーの一つに位置付けることとするとしております。

4ページをごらんください。第3章教育内容です。

1の小中一貫教育の推進で、小中一貫校は9年間にわたる一貫した教育目標のもと、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していくことが大切である。また、2の学年段階の区切りでご

ざいますが、6-3制を基本とする。ただし、4-3-2制等の長所を可能な範囲で取り入れることが望ましい。

5ページをお開きください。3の教科担任制についてです。小学校高学年（5年生・6年生）を対象として教科担任制の導入を図ることとする。

4の部活動については、部活動の活性化や、児童生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年について、参加を図ることが望ましい。ただし、実施に当たっては十分な検討が必要であることに留意する。

5の学校行事の実施については、小中合同での実施を図ることが望ましい。ただし、3学年での実施等、施設一体型ならではの創意工夫による学校行事とすることが望ましいとしてあります。

6ページをごらんください。6の特別支援学級についてです。全ての児童生徒が学びやすい環境、児童生徒が互いに認め合う価値を重視する学校を実現するため、特別支援学級を設置することが望ましいとします。

次に、1枚おめくりいただきまして、7ページをごらんください。第4章の学校経営でございます。

1の教職員体制につきまして、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程及び中学校の教育課程を管轄する副校長各1名、そしてそのコーディネーター役となる副校長を1名の配置として、複数の副校長を配置する。また、すべての教員が全児童・生徒の学習指導、生活指導に関わることがができる体制を整備し、1年生から9年生の相互乗り入れ授業等を検討する。

2のPTA活動につきましては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要がある。PTA活動についても、できる限り小中が合同で活動することが望ましい。そのため、PTA活動を支援するための環境を整備し、会長と役員負担を減らす体制とすることが必要である。

3の地域との連携について、施設一体型小中一貫校はコミュニティ・スクールに指定することとしております。

次に8ページ、第5章をごらんください。ここは前回のお示しした資料の中では、空欄となっていたところございまして、第4回の協議会で確認をしていただいたことを記載しております。

1の施設配置でございます。施設配置につきましては、良好な教育環境の確保のもと、事業時間の確保、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、そして公園機能の向上など議論して結果、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とすることとする。具体的な考え方は次ページのとおりである。

おめくりいただきまして、9ページです。

①の安全性の確保では、グラウンドと校舎棟は児童生徒を見守ることができ隣接した位置とし、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保することが安全上重要である。

②の十分な広さのグラウンドの確保、これは一つの大きなグラウンドとすることで、授業や部活動に十分な広さを確保することができる。

③の事業時間の確保です。児童生徒は5分から10分の短い休み時間に日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合する。したがって、普通教室とグラウンド各諸室を可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とすることが重要である。

四つ目でございます。公園機能の向上。公園設置後79年を経過してお

り、施設の老朽化も見られることから、公園の移転を機にして北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、誰もが安全で楽しく利用できる公園となることを期待するとしております。

その下、2の学校施設の概要でございます。施設構成及び規模につきましては、こちらの施設の欄で、普通教室、特別支援教室等にお示しの内容でそれぞれ内訳を右側に記載をさせていただいております。

10ページの表の上のほうをごらんいただきますと、全体の延床面積は約1万6,000平米、また運動場は約8,500平米というふうになります。学校施設の規模につきましては児童生徒数の推計に基づき適正な規模にする必要があるとしております。

(2) 主な施設についてでございますが、それぞれ必要な機能についての説明であります。普通教室の例では、9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定が必要であること。普通教室と各諸室は可能な限り近づける。児童生徒が円滑に移動できる配置が望ましい。

以下、特別教室、図書館、体育施設、管理諸室とお示しのとおりの内容となっております。そしてPTA室、前回はPTA室までの記載でしたが、その下に三つの項目、前回の協議を踏まえて記載をしております。

一つ目が放課後子ども総合プランの施設、学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備する必要がある。

1枚おめくりいただきまして、11ページ。グラウンド、新1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保する必要がある。また、低学年の遊ぶ場として、安全性にも配慮した整備ということをするべきである。なお、放課後の部活動とわくわく広場は安全に活動できるよう整備することが必要である。これは前回の協議会の中でも議論されたところでございます。ここは事務局のほうからも、子どもたちの安全につきましては、確保していくということをお約束させていただいたところを踏まえて、こういった書き方をさせていただいております。

そして、プールでございますが、夏季において1年生から9年生までが余裕を持って活動できるような施設整備を検討する必要があるとしております。

以下、(3) 安全・防災についてでございますが、三つの項目を挙げております。一つ目の項目を紹介させていただきますと、職員室等の管理諸室は児童生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など、緊急時の対応に配慮して整備を行う必要がある。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保する必要がある。

以下、防災備蓄倉庫や雨水流出抑制施設等の記載をしております。

(4) 地域拠点として学校整備についてでございます。ここは協議会の中でもご意見を頂戴しておりました。学校を地域の生涯学習活動等の拠点として捉え、会議室や体育館及び特別教室等は地域への貸し出しを想定した整備を行うとしております。

(5) 近隣住環境への配慮でございます。前回の資料では①のみの記載となっております。歩行者空間の拡大など、公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮する。

そして②、これを前回の協議等を踏まえて追加しております。現在、都市

計画公園がある位置に校舎棟の建設を予定していることから、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境にもできる限り配慮した検討が必要であるという記載をいたしました。

12ページをごらんください。3の学校施設整備の進め方について、ここも前回は空欄としておりました。協議の内容を踏まえまして、記載したところでございます。校舎棟や体育館棟の建設に際しては、神谷小学校と神谷中学校の児童生徒の引っ越しの負担を避けるため、校舎棟や体育館棟が竣工するまで仮移転の必要がない建設方法（居ながら改築）を検討する。現時点で想定されるスケジュールはごらんのとおりであるということで、平成30年度の基本設計から始まりまして、平成36年度には工事が完了するというスケジュールでお示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、13ページをごらんください。ここも前回空欄となっていました学校の周辺整備についてというところでございます。施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を取り込み、沿道や地域景観に配慮した工夫を行う。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図る。また、学校運営のさらなる充実を図るため、神谷公園西側に隣接する公有地等の取得について検討するというところで、下の地図に公有地の場所ですね、こちらを点線でお示しさせていただいております。また、学校施設の周辺につきましては、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を図っていくという図になっております。

次に、14ページをごらんください。第6章、推進体制及び開校までのスケジュールになります。ここも空欄となっていたところでございます。1の推進体制でございます。組織としましては、学校経営検討委員会、カリキュラム検討委員会、そして新築基本計画等の検討委員会の三つの組織が立ち上がります。活動は平成30年度以降になりますが、学校経営検討委員会で申し上げます、主な検討事項、校名、校歌、校章に関すること、以下お示しのとおりで下から二つ目、通学区域、通学等の安全に関すること、ここを新たに追加させていただいております。また、その他学校経営に関すること、ここは例えば制服等指定用品ですね、これについてどうするかということもこの検討委員会で検討をお願いしたいというふうに思っております。

以下、カリキュラム検討委員会、新築基本計画等検討委員会の検討事項はお示しのとおりでございます。また、構成員につきましても、こちらにお示しのとおりとなっております。人数等につきましては、今後事務局のほうで検討させていただくとともに、ご相談は出させていただきたいと思っております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、15ページ、開校までのスケジュールとなります。それぞれの検討組織、この平成30年度から36年度の完成まで、こういった動きをするかというのを矢印で示しているところでございます。平成35年度が新校の開校になりますので、それまでにこの三つの検討組織で検討していただく。ただ、平成34年度まで全部を使わなくても、場合によりましては、例えば学校経営検討委員会などはもう少し早く終わることもあるだろうというふうには考えています。

そして16ページ以降は参考資料として設置要綱、そして別表の委員名簿、そして20ページをお開きいただきますと、第1回から第5回までの

開校推進協議会の日程及び協議内容等をお示しさせていただいています。
以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきました。

座 長 ありがとうございます。ただいま、事務局から資料のご説明をいただきました。基本的には前回の協議会でもご説明いただきましたけれども、第1回目から4回目までのこの協議会での協議内容をまとめていただいたものです。この件について、ご意見等自由にご発言をいただきたいと思いますが、ちょっと長いので2章まで、それから3章、4章、それから5章、6章というふうに、ちょっと分けさせていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、「はじめに」のところは私が書かせていただきましたので、先ほどの報告会にもありましたけれども、公園を移転するというようになっておりますので、反対の意見は当然ありますので、周辺の住環境に十分配慮することを前提として設置計画を進めるべきということ「はじめに」でも書かせていただいております。このところも、もちろんご意見があれば私のほうで加筆修正しますので、出していただきたいと思いますが、1章、2章、特に基本的な考え方のあたりですね。このあたりで最初にご意見があればお出しいただきたいのですが、いかがでしょうか。お願いします。

委 員 初めのところの文章で、下から5行目、「各委員から様々な意見が出されました」とあるので、何か否定されたような気持ちになりますので、「出されました」で一旦切って、その後「将来を思う気持ちは一致しており、地域の住民及び各委員からの貴重な提案を踏まえて」を入れていただければと思います。

座 長 わかりました。今のところはそのまま修正させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。このところは基本的な考え方ということで、今まで議論して承認されてきたところですので、また何かあればここに戻っていただいても結構ですけれども。

それでは、ここは基本的に承認されたということで、次のほうの第3章及び第4章のところはいかがでしょうか。教育内容及び学校経営についてというこのあたりですが、いかがでしょうか。お願いします。

委 員 5ページの4の部活動についてなんですけれども、下のほうに外部指導員の活用、これはぜひ積極的にやってほしいですけど、その前の国の動向を踏まえというのは、何か消極的に捉えられるんですけども、これはやる方向は間違いないもので、国の動向を踏まえというのは取ってもいいんじゃないかと私は思います。

座 長 ちょっと入れた趣旨について、説明していただけますか。

事務局 事務局でございます。小中一貫校、地域の学校ということもあります。今、部活動につきましては学校の先生方がやはり顧問でありますとか指導等をしておりますが、北区におきましても外部指導員の方をお願いし

て、指導等はしていただいています。

国が今、先生方のいわゆる働き方改革、先生方の負担を減らそうということで、この外部指導員の活用も強く打ち出しております。その辺も踏まえて今回こういう書き方をさせていただいたところでございますが、今委員からいただいたご意見を踏まえて、修正の方はさせていただきたいと思っております。

委員 そういう趣旨なら、理解しました。

座長 今のご説明のとおり、国とすると積極的に外部指導員を入れていこうという方向ですので、プラスのほうに捉えていただければ、あってもいいかなというふうには思いました。

ほか、いかがですか。ちょっと私から質問させていただくのもなんですけど、教職員体制のところ、小学校と中学校が一緒になるので、養護教諭の先生とかはどうされるんですか。

事務局 事務局です。養護教諭につきましても、定数的に小学校のほうで1名、中学校のほうで1名配置がありますので、複数体制はとれます。以上でございます。

座長 ということで、小中になると人という面では、先生方教職員の方々が教育条件とすると非常に重要なので、その意味では複数養護教諭の先生を配置していただけるという意味では、一つの利点というふうに言えるかもしれないです。

ほか、いかがでしょう。よろしいですかね。

では、特になければ次のほうに行かせていただいて、施設設備とそれから推進体制開校までのスケジュールですね、このあたりはいろいろとご意見があるところだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員 今、いろいろ4回にわたってご議論して、形はつくってきたのですが、これからが本当の魂を入れていくときだったんですね、そういう意味で推進体制にある委員会ですね、これは大変大事な役割をしていくんだという意味で、本当の意味でこれからのいい学校をつくっていく上の大事な組織をつくっていくんだ、委員会的なものをつくっていくだろうというふうに思っています。特に、基本設計から実施設計にわたる31年の間までに、例えば施設等については近隣住民の方のご意見等を可能な範囲で要望に応えながら、特に地域の方々の貴重なご意見を踏まえて、そこで本当の意味でこれからのいい学校をつくっていく協議が始まるんだ、改めて始まるんだという認識を持っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。お願いします。

委員 施設のほうでちょっとお聞きしたいのですが、これだけの大きい学校になりますので、当然運動会とか文化祭になると自転車で来る保護者

の方が結構多いと思うんです。今でも結構自転車に来ていますので、その自転車の駐輪対策というのは、これは施設のどういうところで対策を取ろうとしているのか。結構今の神谷小学校の土地でいうと、運動会でも青少年の行事のときでも自転車に来て、結局通路にみんな置いていっちゃうものですから、近隣から相当苦情等が入っていますので、その点の対策をちょっとお聞きしたいのですけど。

事務局

事務局です。今、行事等の自転車の処理の問題にご指摘がありましたけれども、これから具体的にこれだけの規模の学校をつくることとなりますので、とめられる自転車置き場、それから車をとまれる台数も何かのときにということで、そういうことも考慮していこう、こういう考慮していくことになろうかと思えます。いずれにいたしましても、近隣の方々にご迷惑をおかけしないような工夫をしながら設計をしてみたいと思えます。例として、運動会等の行事の話が出ましたけれども、これは運動会をどのように開くのかという部分も、これからカリキュラム検討委員会等でやっていくことになると思っております。願わくば、全校一斉の運動会みたいなものもイメージしているところがございますけれども、大変行事時間が長くなったりというような課題もございますので、その辺を学校経営あるいはカリキュラム検討委員会の中で具体的にどうしたら子どもたちのためになるのかというのを検討してみたいと思っております。以上です。

座長

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。前は11ページでいうと低学年の遊び場の確保とか、それからわくわく広場とかのあたりでご懸念が示されましたので、そのあたりはこのように加筆したということなのですが、このあたりとかもよろしいでしょうか。ほか、いかがですか。

副座長

2点ほどあります。今後のスケジュールですけど、多分きょうの協議会はこれで終わりですよね、一たん。ということで、近隣の方からご懸念もあるようですが、この会としては、そういう個別な詳細なところまでは検討できないので、配慮をするということを書いているわけですが、これがどう担保されるかというところが、そこまで言えるかということなのですが、今のこの推進体制の図によりますと、新築基本計画等検討委員会といわゆる建物とか施設の話は、区職員で構成されているところで検討されるということが書いてあります。多分、今具体的に向かい側の懸念されている環境が大きく影響を受ける上でご懸念されている方たちと個別の話は、多分これと別にされるんでしょうが、ただ、それに伴って大きな学校の施設であるとか、配置に対しても何か検討が必要などきに、それはどうやって地域と検討されるのか、つまり、学校経営検討委員会は、施設の話、これはわざと外してあるという言い方は変ですけど、そういう話も入ってくるんじゃないですか。つまり、必要に応じては、やっぱり地域の方にこういう検討があるから、ちょっとご議論したいとかですね、多分それをどう戻されるのかということが気になるのが1点と、もう1点、本当は地域の方から出ればいいかなと思ったのですけど、もう一つ大事な北側の公園をどうするかという議論が実はあ

って、公園をどのような施設とか、どういうものをつくるかという議論は、これは学校施設ではないから別段で考えていらっしゃるのか、北側の公園のあり方というのは、どこで、ほとんど議論してないですよ、場所しか。ですので、それはどういうふうに考えていらっしゃるかと、この2点について事務局の考え方を教えてください。

座長

じゃあ2点、まず一つは、14ページのところの新築基本計画等検討委員会と、その下の新築基本設計ワークショップのあたりをどういうふうに考えていて、地域住民の意見をどのように反映していくかという仕組みのところと、それから公園はどうするんだという意見ですが、いかがでしょうか。

事務局

事務局です。最初のほうの今後の話し合いの進め方と近隣との話し合いと、どういうバランスとか、どういうやりとりの中で担保されていくのかということですが、これまでの北区の改築の進め方というのは、以前もある会議の中で若干ふれさせていただきましたが、通常ですとブロックプランが示されてから近隣調整、基本設計案が示されてから、近隣の方々の声を聞くと。そういう意味では、教育がどうあるべきか、教育施設がどうあるべきだという議論が終わってから近隣調整に入るというような流れでやっておりました。ただ、今回先ほどの座長の「はじめに」というところでも書いていただきましたが、公園が移転して、それによって受ける大きな影響があるというところで、今ここでは14ページのところでは、基本計画等検討委員会の中にワークショップを設置するという従来の書き方を書かせていただいておりますが、当然ワークショップと並行して、近隣のお話し合いも継続していく仕組みが必要になるろうというふうに考えております。

副座長のほうからご指摘があった、そこと学校経営検討委員会とがどのようにキャッチボールをしていくのか、あるいはそのタイミングをいつごろに持ってくるのか一番いいのかということについては、春以降考えさせていただけたらなと思っております。

基本設計が30年度ということですので、30年度のある程度基本設計を固める前には、学校経営検討委員会あるいはカリキュラム検討委員会と、基本計画等検討委員会、あるいはワークショップ、それから近隣住民との調整事項、これらをトータルでどういうふうにしていくのかというような、すり合わせの場が必要になるというふうな認識は持っております。試行錯誤の部分もありますけれども、いずれかの時点でそういったキャッチボールのタイミングについてもお示ししていけたらというふうに考えているところです。

座長

ちょっと今の最初のところで、また意見があるみたいなので、ちょっと最初のところに入って。

副座長

ごめんなさい、今のところでちょっといいですか。そんな複雑な話ではなくて、ちょっと難しい言い方をしちゃいましたけれども、つまり地域の方と個別に調整をされていて、ほかの、別に向かいのマンションだけではなくて、周りの方からご懸念が出てくる可能性もあるわけです。

その中で施設の配置とか、建物のあり方が大きく調整が必要になったときに、今のこの推進体制では、地域に返す仕組みが担保されていないわけで、そういうどっちの委員会も施設、建物に関することが主要検討事項に入っていないわけですよ。むしろ、周囲の方は今回は個別の話はする場じゃないから、環境に配慮するということで次に期待しているにもかかわらず、それが次どういうふうに担保されるかが書かれていないということはちょっと問題では、つまり今検討する仕組みが変わるにしても、施設とか建物のあり方、周辺の環境のあり方は、今後も検討するよということをごどこかで。今、どこにも書かれてないですよ。地域で今後個別の話が出てきたときに、場合によってはほかの地域に行つて、地域のほかの理解にも絡んでしまうようなものが出てきたときに、今だと町内の委員会ですが、話し合う機会が用意されていないので、少なくとも今の資料で。

座長 関連して、お願いします。

委員 この表が案であることはある意味理解していますけど、四つに分かれているような書き方なんです。ところが、実際はこれ三つの検討組織ですよ。一番最後の間は点々なんです、この区切りが。ですから、先ほど副座長のご質問があったように、区の職員だけここに入っているというようなイメージですけど、そこが何か点々で結ばれて、この3番と4番が本当に一体のような、非常にちょっとわかりづらい、曖昧なところがあるような気がするんです。内容で分けているんでしょうけど、上のほうの実線のように区切っていないで、点々ですよ、これ。違いますか。

事務局 点々です。

委員 点々ですよ。そこがちょっと、歴然とした区分けと、ここの点々と意味をちょっと区のほうで教えていただいて。

座長 ちょっと、副座長から出た二つ目の質問の前の一つ目の質問で関連して、今ご発言が続きましたので、今の点はいかがですか。つまり、個別の折衝はもちろんしていただきますけれども、個別の折衝で施設設備で何か大きな問題とかが生じた場合にどういうところで審議するのかということですね。検討委員会とかに、確かに施設説明について、何も書いていないということだと、担保ということでご懸念が示されているので、そこら辺はだから明確にしておいたほうがいいような感じもします。どうですか、そこら辺は。

事務局 学校経営検討委員会とカリキュラム検討委員会と、この基本計画の検討委員会とが、少なくとも設計案がまとまるまでは同時並行で動いていて、連携し合いながら動いていくというところできくと、ワークショップの議論で、当然いろんな意見が出てきて、それが学校経営とかカリキュラムに影響を与える場合もあるにはある。あるいは、学校経営やカリキュラムの検討から、こういうことも考えてほしいということで、基

本計画の検討の中にフィードバックされる部分もある。それが連携を取っていききたいという趣旨でございます。

一方でそれではない、近隣調整の中でもっと日陰を抑えてほしいとか、視線をこっちに向けないでほしいとか、あるいは住環境のためにこっち側に緑化をしてほしいとか、そういう部分の調整は基本設計の中でもお受けいたしますが、実施設計の中でも引き続き調整を図ってまいりますので、それがどこかの時点で、また学校経営であるとか、カリキュラムの検討に影響を及ぼすようになった時点では、当然またフィードバックという手続が出てくることは、現実にはあり得るんだろうと思っております。そういう説明でよろしいでしょうか。

副座長

つまり、今後ご議論する懸念ということに信頼して、じゃあ協議会のとりあえず基本方針はいいよねと、ただ、個別の話は個別にしていきたいと思いますというところで納得されている方もいるわけですよ。この報告書の案をどう読んでも施設に関しては、もう後は庁内で検討しますよという読み方になりますよ。だって、施設とか建物の話をするって地域の人が入っている会議には書いてないんですから。だから、どこの組織でやるかわからないけど、例えば施設とか建物については、地域に対して説明しながら進めますとか、ただそういったなんらかの形で、このまま読むと例えば庁内の検討委員会というのは、これは役所の中でやっているわけですから、地域の人はいつやっているかもわからないみたいな感じになるわけですから、そこの一言検討を続けるということとか、地域にちゃんと返すということを書き添えておくべきではないかというふうに私は思うんですが。

つまり、行政の常識では当然やりますよというくらいの話になっているんですね。ここの報告書にはそのことが一言も書かれていないわけですから、それはぜひ書いていただかないと。例えば役所では担当の人が変わったら知りませんよみたいな感じになって、極端な話そういうことも含めた信頼関係であるわけですから、この施設とか建物については今後も継続的に議論するし、あるいは地域とも検討するとか、場合によっては学校経営検討委員会のところに、必要に応じては施設の建物についても協議してもらおうというようなことを何らかの形で残していただくということをししないと、まずいんじゃないのかなという。私も多分これできょう委員会は最後だと思いますので、見守っていく立場になりますけれども、ちょっとここでどこにも担保されていないというのは、いかがなものかなというふうに思います。

委員

今、副座長さんのおっしゃったことは、本当によくわかります。何回も言うようですが、今あそこの工事が始まる場所は私のまちというか、私の町会なんですね。今、強烈というか、いろいろご意見を出していただいているのが、前のマンションの方がほとんどです。それで、近隣住民は個々に何人かに私は聞いたのですが、そういうのができるならしようがないとか、ご意見がないんですよ。ですから、何か意見があったら私のほうに言ってください、こういうところで説明させていただきますということは何回も言っているんですが、やはりマンションの方々は組織で話をさせていただいていますが、後の近隣の方は組織ができ

りするわけですがけれども、その中で区はこういうふうな判断をしましてという、どこかで判断するわけですね。それをどこまで返すかわからないけど、そういうところも本当は少し配慮、そこまで書かなくてもいいですけども、そういうことを視野に入れて、地域と、地域にちゃんとどう説明をしていきますよということを、やっぱり書くべきではないかと。そういうことも含めて、つまりワークショップはやるべきだけと、仕切りを間違えると結構大変なことになりますので、多分アイデア出しですね。要望を聞くということであって、合意をするということまでは難しいんじゃないかなということも前提として、じゃあどう返すのかということも含めた話ですので。つまり、何らかの形で地域にちゃんと返していくよということだけは文言で入れていただければということ。

座 長

今のところは点々も含めて、結構重要なところで初回からいろんな要望が出ているということは初回の冒頭にもる説明していただきましたので、ちょっとこのあたりの書きぶりについては、副座長も入っていただいて、私と事務局でちょっと調整させていただいて、副座長のご意見と事務局の意見でちょっと調整させていただくことでよろしいですか。すみません、そこのところはちょっと重要なところで、確かに今のこの書きぶりだけだと懸念が払拭されないというのはちょっと大きいので、そこら辺は書かせて、記述を充実させていただきたいと思います。ほか、いかがですか。2番目のほう、公園のほうについては、確かにちょっとまだ議論が完全に抜け落ちていたような感じでしたので、この点について事務局のほうからご説明があればお願いします。

事務局

道路公園課長、佐野と申します。一般的に北区の公園の整備の際には、1年目に基本設計、2年目に実施設計、そして3年目以降に整備工事というような形で整備を行いまして、開園というような流れになっております。一般的には基本設計の段階で近隣の皆様の意見をお聞きして、その上で公園の基本的な設計を行っていくスタイルを取っております。皆様からのご意見を伺う一つの手段としては、ワークショップというような形もございしますが、いろいろな形で皆様のご意見を伺い、設計・整備をしていくこととなります。

神谷公園に関しましては、今回のこの推進協議会の中でも、学校と一体的な整備となってまいりますので、そういうところを特に注意しながらの整備になっていくかと思っております。以上です。

副座長

これも気になったのは、今説明いただきましたけれども、12ページにスケジュールがあるわけですね、整備のスケジュール。つまり、そういったことが書かれずに、平成35年に公園整備といきなり出ちゃうと、やっぱり地域の人たちからすると、整備が決まっているけど、その手前どうするんだろうということもあって、しかも一体的なわけですから、多分ワークショップもやり方によってはそういうことのほうが大事かもしれないですし、今お話がありましたけど、地域の方からそういう機会がありそうですので、という発言もありましたけれども、多分それも本当は一体的整備で公園整備の話があるんだから、公園の検討も組織、担当部署も違うし、学校そのものではないから、事業としては違うかもしれないけれど

も、括弧書きで一応公園についての検討をいつぐらいからする予定だ、みたいなことも書いていただくと親切ではあるかなと。これは懸念というより、少しわかりやすいかなというくらいの発言で、先ほどの重たさではありません。

座長 ありがとうございます。その点ちょっとご検討いただきたいと思えます。ほか、いかがでしょう。お願いします。

委員 今、公園整備がありましたので、東日本大震災の後、各地域の復興が始まって、そこで公園整備があるんですけども、そこに専門家としてURの土地再生機構、専門家が入って地域住民と意見を聞きながら進めていることもあるので、その専門的な方のニーズ的な助言を受けながら進めていただきたい。これは要望です。

座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。お願いします。

委員 ちょっと14ページ以降の今後の進め方について、2点ご提案というか、ございます。まず1点目が、実際にこの学校に子どもを通わせる保護者に向けた説明会なのか、検討というよりか、ちゃんと説明をしていける場をつくっていただきたいなというふうに思います。それから2点目が、この後6年間という長いプロジェクトになりますので、例えば新しいマンションが建って、子どもの数がふえるだとか、そういった環境の変化というものが当然あると思うんですね、ですので、そういうものが起きたときに、もう決まっているからといってそのまま進むのではなくて、変更もちゃんと検討する文言をしていただきたいなと思っています。以上です。

座長 2点目は要望ということでよろしいですか。それはどこかに書いたほうがよろしいですかね。

委員 要望ということで。

座長 要望でよろしいですか。1点目は保護者の説明というのは、どういうイメージで受けとめればよろしいですか。15ページのところに、確かに5年間もかけてこれからつくっていくので、35年度にこの学校にいる皆さんの保護者というイメージでいいですか。

委員 そうですね。35年度にというイメージで。

座長 わかりました。それほどすぐにやるという話でもなくて。

委員 知らないところで話がどんどん決まっていっちゃって、何かそこにもうそうするしかないねという状態よりかは、ちゃんと早いうちから話を聞ける場をつくっていったほうが納得感があるかな。

座長 わかりました。それは、よろしいですか。何か事務局からコメントしま

すか。

事務局

事務局でございます。今頂戴しました意見につきましては、大変重要なことだと思いますので、説明会等については実施はしていきたいというふうに思います。何らかの形で保護者の方々にきちんと伝えるように、説明のほう、また記載につきましても、何らかの形で書けるように検討はさせていただきたいと思います。

委員

一応報告書という形なのですが、年号の表記が全て平成表記になっているんですが、近々に元号が変わるというお話も伺っておりますので、年度の表記は西暦表記のほうの方がよろしいのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございました。年号につきましては、今委員からあったこともございますので、併記という形でさせていただければと思います。ありがとうございます。

座長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。ちょっと、私のほうから施設設備のところ、施設配置のところ、幾つか考え方が出ていますが、12ページのところに居ながら改築というふうに書いてあるのでいいかもしれませんけれども、今いる子どもたちへの配慮、つまり、小学校を移さないで建築するということが、この施設配置のときには一つのポイントになっていたと思いますので、それもどこかに何か書いてあったほうがいいような気がします。ちょっとご検討いただいて、12ページのところに書いてあるといえば書いてあるんですけどね。そこのところがちょっと気になりましたので、必要かどうかも含めて検討していただきたいと思います。ほか、いかがでしょうか。お願いします。

委員

11ページのプールの要望になりますけど、今のプール、余裕を持ってなんですけど、プールの水質基準を今の水質基準を当然クリアした上でなんですけど、せっかくつくられるのであれば、今の水質基準だと塩素の使用量が多いので、塩素の使用量を最小限にできるような評価方式を検討して、子どもの体に優しいプールにぜひしていただきたいと思います。これは要望です。

座長

要望として承りたいと思います。ほか、いかがでしょうか。お願いします。

委員

12ページの先ほどちょっと座長も言われたところなんですけど、体育館棟をつくる時8ページを見ると、居ながら改築にする時、この図にあるように体育館を壊さないでそのままの面積で体育館棟を建てると、すごく無理があるのではないかとと思われるのですが、この辺はいかがなんでしょうか。プールをどこにつくるかも決まってないので、いろいろ検討の仕方があると思いますが、ここで断定して体育館も含めて居ながら改築をするのか、それとも、どうしても例えば現在の体育館を1メートルくらい削らないと新しいものをつくれないう設計になったとしたときには、そ

ういったことはどのような方向で検討されるのか。許容するのか、しないのか。その辺はこの図でいくとすごく無理だと思いますので、ちょっとご検討をお願いしたいと思います。

座長 このところをご説明いただけますか。どんな感じになるのか。

事務局 事務局です。今、ご指摘のとおり想定していますのは、かなりぎりぎりのスペースになってくるのかなと思っております。ただ、一方で体育館を取り壊すということになると、代替の体育館がその間必要になる。それから、もう一つ重要なのは、この協議会の場でもなるべく公園を狭くしないで、公園についても十分は広さを確保してほしいというようなご要望もあったかと思っておりますので、今後の設計の中で可能であれば体育館を残すような形で検討してまいりたいと思いますが、ご懸念されているように、検討の過程の中で、どうしてもこの体育館をさわらざるを得ない、そういうような選択肢もあり得るといふふうに考えております。ただ、なるべく温存するような形をまずは考えてみたい。こう思っているところでございます。

委員 では、その意見をその文章の中に入れてほしい。

座長 はい、わかりました。ちょっと、それはご検討ください。

委員 11ページのところの防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、いわゆる今度できる小中一貫校は防災拠点となるということですので、もし災害が起きたときに避難するときに、動物等も一緒に避難できるような、そういうのも一緒に防災としてできればいかがかと思っているんですけど、その辺の検討もちょっとしていただきたいと思うんですけど。

事務局 事務局でございます。災害時にいわゆる愛玩の猫とか犬とか、ペットにつきましては、同行避難にしていきたいと思いますということ。これは地域防災計画の中でも記載されております。その点につきましては避難所等になるときには、そういった受け入れができるような形で考えていくと思っております。

座長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。13ページのところの、この所有地というのは、もし今回取得できれば、建物にも使えるし、近隣住民への配慮という意味でも結構重要だと思うんですけど、これはあれですか、取得について検討するというのは、どういうことなんでしょうか。検討はするというような形。余り取得できる見込みもないということなんでしょうか。

委員 積極的にやってください。

座長 積極的に検討するというふうに直せということですね。わかりました。というようなご意見もありますが、こちら辺は見通しというものも特にないというわけでもないですか。

事務局 事務局です。今の現状を申し上げますと、東京都の所管部のほうに意向としては打診をいたしました。記述としても積極的に検討したいというふうに思っておりますので、積極的にと言葉を入れる方向でちょっとご意見を賜りたいと思います。

座長 ぜひ、そういう方向でご検討いただければ、大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。ほか、いかがですか。お願いします。

委員 この報告書には、今まで出た要望とか、実現するかわからないご意見もあったと思うんですけど、そういったものを15ページのところに一つ残して、報告書の中に入れていただければ、非常にいいんじゃないかと思えますけど。

座長 今回もそうですけれども、いろいろな要望が出ていますので、それを記録として残すというのは確かに重要なのですが、残し方とするとどうですか。ちょっと報告書に入れるのがいいのかどうかというのは、ちょっと検討させていただきますが、用語自体はまとめることはできますので、それをまとめた形でこの報告書の本体に入れるのがきれいなのかどうかというのを、ちょっとそれもありますので、そこら辺は検討させていただきますけれども、要望として出されたものはきちんと整理していただいて、この報告書につけるということで検討させていただきたいと思います。ほかによろしいでしょうか。お願いします。

委員 神谷公園の中で確か慰霊碑がありましたよね。あれはどうなっているんですか。

座長 ちょっと事務局のほうから回答をお願いします。

事務局 事務局でございます。慰霊碑につきましては、関係する方々ともご相談させていただいております。そのまま、あの場所に残して、できれば学校の整備のときに周りをきれいにし、立ち入りもできるようにしたいというふうに考えております。

委員 ありがとうございます。

座長 ほか、いかがでしょうか。お願いします。

委員 すみません、5ページの部活動のところなんですが、2行目に生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校（5年・6年生）について、部活動への参加を図ることが望ましいと書いてあるんですけど、これは望ましい、入れるでもよろしいですか。望ましいじゃなくて、小学校5、6年生でも中学の部活に入れるということでもよろしいですかということなんですけど。

座長 その点、ちょっと説明していただけますか。

事務局　　ここで望ましいという形で記載はさせていただいております。当然、小学校高学年になれば、いわゆる上級生の方々と一緒に体育でありますとか文化活動など、先輩の取り組む姿を身近に見るということで、より教育効果を高められると思っています。ですから、ここが望ましいという言い方はちょっと弱いということかなと思いますので、表現につきましては、積極的な形の表現に修正させていただければと思います。

委員　　あと、それについてもう一ついいですか。小学生ですけど、中学の大会にも出られるということになるんですかね。

座長　　じゃあ、中学校の先生、ご説明をお願いします。

委員　　いろいろお世話さになります。部活動のあり方等につきましては、先ほども出ましたように、教員の働き方改革の中でいろいろ検討されるというふうに思います。その中で、部活動自体のあり方が今後国の動向等を踏まえながら変わってくるでしょうし、中学生の大会または上部団体内の大会の要項等の中で変わってくるので、体験という形で部活動に参加することは可能かというふうに思いますけれども、望ましいという形でぜひとも入れなくちゃいけないとか、それはやらせなくちゃいけないということは、なかなか難しいことなのかなというふうに思っています。今は部活動等については、外部指導員を導入しながら大会の引率等についても協議会に諮ったり、また大会、練習等についても外部指導員で責任を持ってそれに当たるという方向性も出ております。今後、ちょっと部活動のあり方というものの、要するに子どもたちの体力向上を含めた、そういうことについてはまだまだこの35年度に開校するまでには時間がありますので、いろいろ方向性が変わってくるのではないかなというふうに思っております。以上です。

座長　　小学生が入ると、安全面の配慮とかもあるので、ちょっとやっぱり検討する必要があると思いますので、望ましいという表現になるのかもしれませんが。指導課長さんから何か補足説明なさいますか。

事務局　　今、校長先生がおっしゃられたことと同じようなことになるんですが、この文章の後にただし書きがついていますので、体力差ですとか、十分に検討が必要であるというように留意するというのが明記されておりますので、今のご意見でよろしいかと思えます。

座長　　ということですが、ほかはいかがですか。お願いします。

委員　　15ページのスケジュールの部分でお伺いします。ワークショップという件なんですけど、平成30年度のみという形になっています。この1年間というスケジュール的なものが、いわゆる通常の建てかえでの期間であるのか、今回新たな土地でやっていくということになりますと、この期間で終わるのか、もう一つお伺いしたいのは、ワークショップで答えが出ない限り、設計には移行できないのかということと、ちょっとお伺いしたいと

思います。

事務局

事務局です。先ほど副座長のほうからご指摘があったところとも重なる部分がございますが、お示ししているスケジュールはあくまでも順調に進めばこういうふうにしたいということで、子どもたちがいる学校の建てかえでございますので、区としては完了年次を示しながら、そのスケジュール感の中でご相談しながら動いていきたいというところでは、この1年以内にお話し合いのご要望も含めて、反映した形での基本設計を求めたいという思いでございます。ただ、なかなかまとめ切れないという状況がワークショップ等の時点で生じてくれば、スケジュールの見直しがあり得るというふうには思っております。その場合には学校の開校そのものを延ばさざるを得ないというようなことも含めて、これもまた皆様方とご相談しながら結論を得ていくということになろうかと思えます。

ちなみに、これまでの改築が今回の場合当てはまるかどうかは別でございますけれども、通常これまでのワークショップでございますと、4カ月から5カ月程度のワークショップの中で、4回から6回程度、設計事務所のほうからいろんな案を示す中で、ご意見、ご要望をいただいて、その中でこれがいいんじゃないかというような、一つのプランをワークショップの中でおまとめいただくというような形で各校とも改築を行っております。

座長

よろしいでしょうか。何か、もうちょっとご意見があれば承りますけれども。お願いします。

委員

ただいまの鈴木課長のお話で、柔軟にとおっしゃっていましたが、基本的にはワークショップはご案内あったとおり、4、5カ月で終わるとするのは、私は王子桜中なんかも若干経験しております。したがって、この計画は延びることはないようにしたほうがいいのじゃないかと。というのは、先ほど来お話があったように、開校の日には非常に近隣のお子さんを預かっている方にとって大事なことです。ワークショップとか検討委員会がいたずらに延びてしまって、計画が後ろにずれるということがないように、私は教育委員会のほうから言っていたきたいと思います。

座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、全体を通して、いかがですか。よろしいですか、何かあれば。よろしいですかね。

それでは、ありがとうございました。それでは、今いろいろ皆さんからご意見をいただきましたので、修正の文言については、副座長と私のほうに一任していただいた上で、この報告書の原案を了承していただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

座長

ありがとうございました。それでは、そういう形で進めさせていただきます。事務局はこの報告書の内容を踏まえて、全体構想を策定していただ

きたいと思います。

なお、近隣の住環境への配慮については、特段の意を用いて進めていただければということをお願いいたします。それでは、その他ですが、こちらとしては特に用意してございませんが、何か委員の皆さんからございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から今後のスケジュールについて説明がありますか。

事務局

事務局でございます。今後の予定でございます。本日、内容につきまして修正されたものを改めて委員の皆様へ送らせていただきたいと思います。ここで確認をいただきたいと思っております。そして、この報告書のほうができ上がりましたら、来月2月の教育委員会及び議会の文教子ども委員会のほうでこの報告書をご報告させていただく予定でございます。また、この報告書を踏まえまして、今年度中に教育委員会のほうで全体構想を策定するという予定でございます。私のほうからは以上でございます。

座長

ただいまの説明についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本協議会の閉会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

7カ月にわたりましたけれども、活発なご協議、本当にありがとうございました。本日の協議会として報告書をまとめることができました。改めまして委員の方々のご協力に心から感謝申し上げます。報告書の「はじめに」の部分でも述べさせていただきましたけれども、神谷のところの中小一貫教育の一貫校ができますけれども、この一貫校は北区の教育を改善していくということでの柱になるというふうに位置づけられておりますので、今後教育のあり方については、ぜひ十分にご議論いただいて、北区の教育の核になるような、よい学校をつくっていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。また、まちづくりの核にもなると思いますので、地域とともに発展していくということを切に願っております。

副座長からはよろしいですか。わかりました。

それでは、ありがとうございました。事務局にマイクをお戻しいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、最後になりましたが、事務局を代表しまして、田草川教育振興部長から一言ご挨拶を申し上げます。

事務局

委員の皆様、本当に長い間ありがとうございました。おかげさまで報告書のほうは取りまとめの目途がついたところでございます。この間、皆様方からいただいたご意見につきましては、全て真摯に受けとめさせていただいているつもりですが、本当に言葉だけでなく、今後の対応が大切だというふうに考えております。できるだけ実現に向けて、事務局も精いっぱいやらせていただきたいと思います。今後、さらにこれから立ち上げます検討会等もございます。そちらにつきましても、皆様方のお力添えの上で、まさに地域とともに発展できる学校をつくり上げていきたいというふ

うに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。まことにありがとうございました。

事務局

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成30年1月18日
赤羽会館 大ホール

第5回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 次第

- 1 座長挨拶
- 2 北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書
(案) について
- 3 その他

(案)

北区神谷中サブファミリー
施設一体型小中一貫校
開校推進協議会報告書

平成 30 年 1 月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校
開校推進協議会

はじめに

本協議会は、北区で初めてとなる施設一体型小中一貫校を神谷中サブファミリーに設置するために、その「全体構想」に関する協議を行うことを目的として、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」（平成29年2月北区教育委員会策定、以下「基本方針」という。）に基づき設置されました。

平成29年6月の発足以降5回にわたり、①開校に向けた推進体制、②教育内容及び学校経営の骨子、③学校施設の概要・規模・配置等、④学校施設整備の進め方、⑤学校周辺の整備などについて協議を行ってまいりました。

義務教育学校として設置する施設一体型小中一貫校は、基本方針において、これからの北区の小中一貫教育の牽引役という重責を担った学校として位置付けられています。また、北区初の施設一体型小中一貫校でもあり、本協議会では、慎重かつ自由闊達な協議が実現できるよう心がけました。

特に、学校施設については、小中一貫校に求められる機能や配慮すべき事項等についてより充実した議論を行うため、先進区の事例を視察に行くなど、時間をかけて協議を進めてまいりました。

また、この間、周辺住民の方々から、大規模な学校施設が建つことや公園を移設することに対する反対や不安の声が教育委員会に寄せられました。本協議会では、そのような声も踏まえ、周辺住環境に十分配慮することを前提として設置計画を進めるべきことを確認したところです。

全体構想の策定に向けての協議を行う中で、各委員から様々な意見が出されましたが、神谷中サブファミリーの子どもたちの将来を思う気持ちは一致しており、最終的に本報告書をまとめることができました。

ご尽力いただいた委員各位に心から感謝の意を表する次第です。

今後、本報告書を踏まえて全体構想が策定され、学校施設の設計、建築工事等が進められていくとのこととです。

新たに生まれる施設一体型小中一貫校が、まさに北区の小中一貫教育の牽引役となつて、神谷中サブファミリー及び北区全体の学校教育の向上が図られるとともに、安全で暮らしやすいまちづくりの核として、地域に開かれ、愛され、地域とともに発展していくことを切に願っています。

平成30年1月

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会

座長 藤井穂高

目 次

第 1 章 協議・検討にあたって

- 1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想・・・・・・・・・・ 1
- 2 検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 基本的な考え方

- 1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 3 章 教育内容

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 部活動について；・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 4 章 学校経営

- 1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 P T A 活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 地域との連携について	7
--------------	---

第5章 施設整備

1 施設配置	8
--------	---

2 学校施設の概要

(1) 施設構成及び規模	9
--------------	---

(2) 主な施設について	10
--------------	----

(3) 安全・防災について	11
---------------	----

(4) 地域拠点としての学校整備について	11
----------------------	----

(5) 近隣住環境への配慮	11
---------------	----

3 学校施設整備の進め方	12
--------------	----

4 学校の周辺整備について	13
---------------	----

第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1 推進体制	14
--------	----

2 開校までのスケジュール	15
---------------	----

【参考資料】

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱	16
---------------------------------	----

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過	20
----------------------------------	----

【別添資料】

第1回～第4回配付資料

第1章 協議・検討にあたって

1 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針と全体構想

全体構想を協議・検討するにあたって、次の2点を確認した。

- ・ 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）の役割は、神谷中学校サブファミリーに設置する施設一体型小中一貫校の全体構想を策定するために必要な事項について協議・検討し、その結果を取りまとめ北区教育委員会に報告することであること。
- ・ 協議・検討するにあたっては、北区教育委員会が定めた北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、これに沿って進める。ただし、基本方針の内容に疑義等がある場合は協議・検討の対象とすることは可能であること。

2 検討の進め方

協議・検討にあたっては、本協議会の設置要綱に定められた所掌事務を踏まえ、次の事項について協議・検討することとした。

- ・ 推進体制及びスケジュールについて
- ・ 教育内容について
- ・ 学校経営について
- ・ 学校施設の概要について
- ・ 学校施設の規模について
- ・ 学校施設の配置について
- ・ 学校施設整備の進め方について
- ・ 学校の周辺整備について
- ・ その他必要な事項について

第 2 章 基本的な考え方

1 施設一体型小中一貫校の位置付け

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）は、「基本方針」及び平成 28 年 4 月 1 日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、同法第一条に定める新しい学校種の義務教育学校として位置付けて設置するものとする。

2 施設一体型小中一貫校の役割

施設一体型小中一貫校は、すべての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものである。

小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中 1 ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指す必要がある。

北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果について、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図ることを期待する。

3 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用することを基本とするが、小中一貫校であることを踏まえて、現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させる。なお、学区域の変更に係る指定校変更については柔軟な対応を取る必要がある。

4 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けることとする。

第3章 教育内容

1 小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム及び北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性に配慮し、児童・生徒の発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していくことが大切となる。施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題等に積極的に取り組む必要がある。

2 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していること等を考慮し、6-3制を基本とする。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等の長所を可能な範囲で取り入れることが望ましい。

(第2回協議会資料6より抜粋)

6-3制のメリット

- ◎ 6-3制は、転出入に柔軟に対応が可能
- ◎ 他のサブファミリーと連携が取りやすい。
- ◎ 小学校5・6年生は中学校と同様の50分授業とし、特定の教科で小学校（前期課程）6年生時に中学校（後期課程）の一部の内容を指導できる。中学校（後期課程）では小学校（前期課程）の内容を手厚く補充指導できる。
- ◎ 小学校（前期課程）6年生の教室は中学校（後期課程）の教室の近くに配置できる。
- ◎ 副校長を複数配置し、例えば小学校（前期課程）担当、中学校（後期課程）担当、小中連携（前期・後期課程連携）担当など3名で教育活動をしっかり管理できる。

- ◎ 希望する小学校5・6年生には、部活動参加を推奨し、縦割りの良さを充実できる。
- ◎ 運動会等行事は、学校や地域の実情に合わせて、学年の区切りを変えて実施できる。
- ◎ 区切りを踏まえ、適切な教育環境を整えることができる。例えば、習熟度別学習や異学年交流に適した教室、小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の体育が同時に実施できる体育館や運動場が挙げられる。

3 教科担任制について

施設一体型小中一貫校は、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ることとする。

4 部活動について

施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ることが望ましい。ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては十分な検討が必要であることに留意する。

部活動の顧問については、中学校や小学校の教員のみならず、国の動向を踏まえて外部指導員の活用などを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ることが望ましい。

5 学校行事の実施について

学校行事（儀式的行事、文化的行事、体育的行事等）については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を図ることが望ましい。ただし、行事の内容や目的により、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型ならではの創意工夫による学校行事とすることが望ましい。

6 特別支援学級について

施設一体型小中一貫校には、配慮が必要な児童生徒をはじめ、すべての児童生徒が学びやすい環境、児童生徒の互いに認め合う価値を重視する学校を実現するため、特別支援学級を設置することが望ましい。特別支援学級の設置を検討するにあたっては、第3次北区特別支援教育推進計画を踏まえることとする。

第 4 章 学校経営

1 教職員体制について

施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置する。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長 1 名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長 1 名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長 1 名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長 1 名の配置といった複数の副校長を配置する。これにより、一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導の実現を期待する。

また、すべての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、1～9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入等を検討する。

2 P T A 活動について

P T A のあり方については、任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要がある。

施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することが望ましい。そのため、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境を整備し、会長等役員の負担を減らす体制とすることが必要である。

3 地域との連携について

施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールに指定する。

第5章 施設整備

1 施設配置

施設配置については、良好な教育環境の確保の下、授業時間の確保、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、公園機能の向上など議論した結果、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とすることとする。具体的な考え方は、次頁のとおりである。



① 安全性の確保

グラウンドと校舎棟は、児童生徒を見守ることができる隣接した位置とし、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保することが安全上重要である。

② 十分な広さのグラウンドの確保

1つの大きなグラウンドとすることで、授業や部活動に十分な広さを確保することができる。また、小・中合同の行事等にも柔軟に対応できる。

③ 授業時間の確保

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合する。

したがって、普通教室とグラウンド及び各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とすることが重要である。

④ 公園機能の向上

公園設置後79年を経過しており、施設の老朽化も見られることから、公園の移転を機にして北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、誰もが安全に楽しく利用できる公園となることを期待する。

2 学校施設の概要

(1) 施設構成及び規模

施設	内 訳
普通教室	1～6年生 24教室 7～9年生 9教室
特別支援教室	特別支援学級 特別支援教室
多目的室	転用可能教室
放課後子ども総合プラン	学童クラブ 放課後ルーム
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭科室、図書館、ランチルーム 等
体育館	メインアリーナ・サブアリーナ

管理諸室	職員室、会議室、昇降口、更衣室、機械室、防災備蓄室 等
共有部分	廊下、階段、トイレ 等
全体床面積 約 16,000㎡	

運動場	約 8,500㎡
-----	----------

学校施設の規模については、児童生徒数の推計に基づき、適正な規模にする必要がある。

(2) 主な施設について

- 普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線の設定が必要であること。普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置が望ましい。
- 特別教室 ⇒ 各学年の利用頻度を考慮し、アクセスしやすい位置に配置する必要がある。また、相互乗り入れ授業や教科担任制の導入を考慮し、小学校と中学校で共用できる十分な特別教室を整備することが望ましい。
- 図書館 ⇒ すべての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保する必要がある。
- 体育施設 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置する必要がある。
- 管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約して整備することが望ましい。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十分な広さを確保することが望ましい。
- PTA室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備する必要がある。
- 放課後子ども総合プラン施設 ⇒ 学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備する必要がある。

○グラウンド ⇒ 1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保する必要がある。また、低学年の遊び場として安全性にも配慮した整備、運用とすべきである。

なお、放課後の部活動とわくわくひろばが安全に活動できるよう整備することが必要である。

○プール ⇒ 夏季において1年生から9年生までが余裕をもって活動できるような施設整備を検討する必要がある。

(3) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行う必要がある。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保する必要がある。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常発電機などを設置することとする。
- ③ 雨水流出抑制施設を含め災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的な防災拠点としての機能が整備されることを期待する。

(4) 地域拠点としての学校整備について

- ① 学校を地域の生涯学習活動等の拠点として捉え、会議室や体育館及び特別教室等は地域への貸出を想定した整備を行う。
- ② 地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設の整備が望ましい。

(5) 近隣住環境への配慮

- ① 歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮する。
- ② 現在都市計画公園がある位置に校舎棟の建設を予定していることから、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境にもできる限り配慮した検討が必要である。

3 学校施設整備の進め方について

校舎棟や体育館棟の建設に際しては、神谷小学校と神谷中学校の児童・生徒の引っ越しの負担を避けるため、校舎棟や体育館棟が竣工するまで仮移転の必要がない建設方法（居ながら改築）を検討する。

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりである。

平成30年度 ① 基本設計

平成31年度 ① 実施設計

② 神谷体育館の解体工事及び神谷公園施設の撤去工事

平成32年度～平成34年度

① 校舎棟及び体育館棟の新築工事

平成35年度 ① 神谷小学校の既存校舎棟の解体⇒グラウンド整備

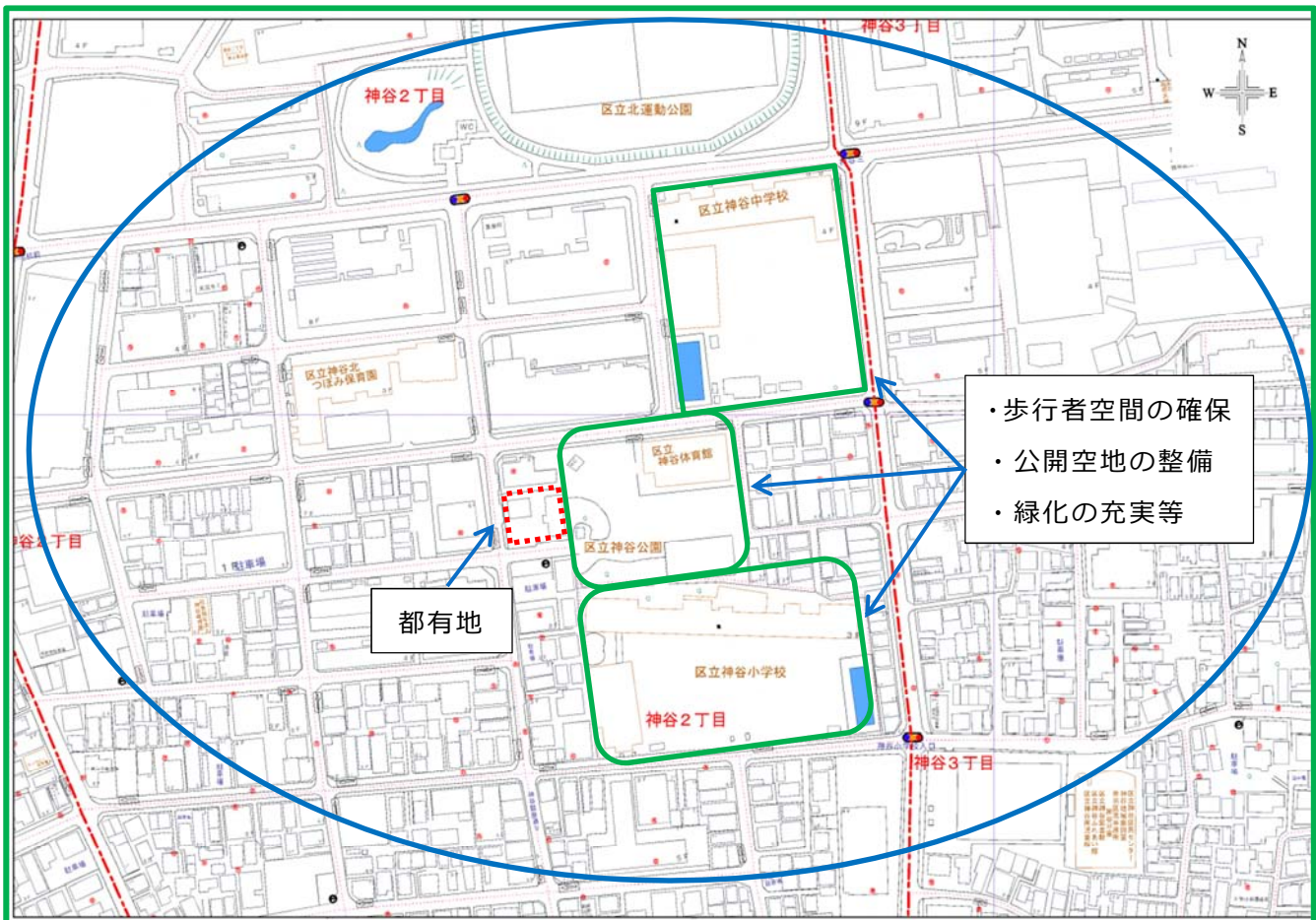
② 神谷中学校の既存校舎棟の解体⇒公園整備

平成36年度 工事完了

4 学校の周辺整備について

施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を取り込み、沿道や地域景観に配慮した工夫を行う。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図る。

また、学校運営の更なる充実を図るため、神谷公園西側に隣接する公有地等の取得について検討する。



第6章 推進体制及び開校までのスケジュール

1 推進体制

施設一体型小中一貫校の推進体制は、以下のとおりとする。

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校名、校歌、校章等に関する事 ○教職員体制に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・校長及び副校長の配置 ・教職員の配置 ○P T A 活動に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校が合同で活動できる P T A 活動 ・P T A 活動を支援するための環境整備 ○地域との連携に関する事 ○通学区域、通学路の安全に関する事 ○その他学校経営に関する事 	<p>【委員長】</p> <p>自治会・町会長</p> <p>【委員】</p> <p>各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校 P T A 代表 小中学校代表 区職員</p>
カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育システムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学年段階の区切り ・教科担任制 ○カリキュラムに関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・5～6年生の部活動参加 ○学校行事に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の実施方法 ○特別支援教室に関する事 ○その他教育内容に関する事 	<p>【委員長】</p> <p>学識経験者</p> <p>【委員】</p> <p>小中学校長会等</p>
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計及び実施設計に関する事	【委員】 区職員
新築基本設計ワークショップ	新築基本設計に関する事	【メンバー】 地域住民、P T A、学校職員等

2 開校までのスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりとする。

組織名	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動				新校開校		
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事						
新築基本計画等検討委員会	新築基本設計、基本設計、実施設計			(工事)		運動場開設	
新築基本設計ワークショップ							

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会設置要綱

29北教教政第1308号
平成29年6月23日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、神谷中サブファミリーエリア（北区立稲田小学校、北区立神谷小学校及び北区立神谷中学校の学区域をいう。以下「サブファミリーエリア」という。）に施設一体型小中一貫校を設置するための全体構想に関する協議を行うため、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、全体構想を策定するために必要な次に掲げる事項について、基本方針を踏まえ協議するものとする。

- (1) 開校に向けた推進体制に関すること。
- (2) 教育内容及び学校経営の骨子に関すること。
- (3) 学校施設の概要・規模・配置等に関すること。
- (4) 学校施設整備の進め方に関すること。
- (5) 学校周辺の整備に関すること。
- (6) その他、全体構想を策定するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、教育長が委嘱する学識経験者2名以内、サブファミリーエリア内の各町会・自治会からの推薦委員1名、各青少年地区委員会からの推薦委員1名、各小中学校PTAからの推薦委員2名、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議を欠席する委員は、座長の許可を得て代理の者を会議に出席させることが出来る。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、委員以外の者を出席させることができる。

5 協議会の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

付 則 (平成29年6月23日教育長決裁29北教教政第1308号)

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
学識経験者	筑波大学教授	藤井 穂高
	法政大学教授	杉崎 和久
町会・自治会 等推薦委員 【最大 13 名】	神谷一丁目町会	三浦 軍時
	神谷二丁目南町会	下山 豊
	神谷二丁目中町会	山本 鑛一
	神谷二丁目北町会	森 薫弘
	神谷三丁目町会	安田 勝彦
	神谷新生自治会	岡山 嘉夫
	富士自治会	高橋 英太郎
	神谷堀公園ハイツ自治会	中條 壽信
	神谷二丁目 1 2 号棟自治会	庄司 純子
	赤羽南自治会	金子 勝男
	赤羽南一丁目団地自治会	矢本 守
	東十条 5 丁目町会	浜田 美佐子
東十条 6 丁目町会	加藤 正志	
青少年 地区委員会 推薦委員 【3 名】	青少年神谷地区委員会	河村 謙
	青少年赤羽地区委員会	北村 由紀子
	青少年東十条地区委員会	鈴木 將雄
小中学校 P T A 推薦委員 【6 名】	神谷小学校 P T A (2 名)	中根 健二
		横田 雅美
	稲田小学校 P T A (2 名)	溝口 文康
		山岸 真朗
	神谷中学校 P T A (2 名)	内田 靖徳
		森田 薫

小中学校 代表 【6名】	神谷小学校校長	大塚 順司
	神谷小学校副校長	鎌田 康史
	稲田小学校校長	小島 みつる
	稲田小学校副校長	小杉 晃
	神谷中学校校長	島津 睦雄
	神谷中学校副校長	関根 克洋
区職員 【3名】	子ども未来部長	栗原 敏明
	まちづくり部長	横尾 政弘
	土木部長	荒田 博

【事務局】

事務局	教育振興部長	田草川 昭夫
	教育政策課長	野尻 浩行
	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦
	学校支援課長	浅香 光男
	生涯学習・学校地域連携課長	古平 聡
	教育指導課長	山崎 隆
	子ども未来課長	銭場 多喜夫
	営繕課長	丸本 秀昭
	都市計画課長	寺田 雅夫
	道路公園課長	佐野 正徳
	教育指導課指導係統括指導主事	水浦 茂樹
	教育政策課教育政策主査	石山 永夫
	教育政策課指導主事	大塚 尚弘
	教育政策課	槇 朋子
	教育政策課	田中 堅一郎
教育政策課	箴島 茂久	

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会 協議経過

回数	日付	協議内容等
1	平成 29 年 6 月 29 日 (木)	<p>1.座長及び副座長の選出 ⇒座 長：筑波大教授 藤井委員 副座長：法政大教授 杉崎委員</p> <p>2.協議会の結果等の周知 ⇒(1) 協議会の開催ごとに協議会だよりを発行し、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせする。サブファミリー内の小中学校の児童・生徒を通じて、全保護者へ配布するとともに、幼稚園、保育園及び児童館へは掲示を依頼する。 (2) 協議会議事要録を作成し、サブファミリー内の地域振興室等で閲覧ができるようにする。 (3) 協議会だより及び協議会議事要録は北区ホームページに掲載する。</p> <p>3.「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」、「全体構想の協議方法」、「今後のスケジュール」等について説明</p>
2	平成 29 年 8 月 8 日 (火)	<p>1.推進体制及びスケジュールについて</p> <p>2.教育内容について ⇒(1) 学年段階の区切りは教育課程の区分や区内外の他の小中学校との調和を図るため、6－3制とする。4－3－2制等の良さも極力取り入れる。 (2) コミュニティ・スクールとしてスタートさせ、地域の思いや考えを教育活動に反映させる。 (3) 特別支援教育の充実のため、特別支援学級を設置する方向で検討する。</p>

		<p>3.学校経営について</p> <p>⇒ 現神谷中学校の通学区域に、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷一丁目の区域を組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域に一致させる。</p> <p>4.学校施設の概要について</p> <p>⇒次回（第3回）に詳細を協議する。</p>
3	平成 29 年 10 月 11 日(水)	<p>1.学校施設の規模について</p> <p>⇒ 施設一体型小中一貫校は、全体床面積について概ね 16,000 m²を基本的な規模とすることを協議した。</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>⇒ 次回（第4回）において、校舎の配置が具体的にイメージできる建物のボリュームを示す資料を事務局から提示し、配置について詳細を協議する。</p>
4	平成 29 年 12 月 5 日（火）	<p>1.北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）（未定稿）説明</p> <p>2.学校施設の配置について</p> <p>3.学校施設整備の進め方について</p> <p>4.学校の周辺整備について</p>
5	平成 30 年 1 月 18 日（木）	北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について（報告書）（案）説明

視 察	平成 29 年 10 月 5 日（木）	施設一体型小中一貫校の品川区立豊葉の杜学園（品川区二葉 1 丁目 3 番 40 号）を視察
-----	---------------------	---

第4回「小中一貫校開校推進協議会」報告会での質疑要旨

【開催日時】平成30年1月6日（土）10:00～12:10 参加者7名

○＝質問 →＝回答

- なぜ案3で決まったのか理解できない。近隣住民への配慮ということであれば案3という答えは出ないと思っていた。この会議自体が間違っているのではないか。なぜ強行的に会議を進めてきたのか。
 - 委員の方からも近隣住民への配慮ということは、意見として出ていた。開校推進協議会では案3で進めていいということで確認いただいた。会議自体は皆さんの意見を聞きながらきちんと進めており、強行的に進めたということはない。
- 近隣住民に具体的にどのような影響が出て、どのような配慮をしていくのか。
 - 開校推進協議会の意見を踏まえて設計に入っていくが、16000㎡のボリュームが必要なので、15000㎡や14000㎡になることはない。南側と北側のボリューム配分は検討する。地下空間の利用や所有地が買えれば、空間を生み出す余地が広がる。どういう諸条件で設計を始めるかを2～3月で検討し、4月に設計事務所を公募する。その後、具体的な話し合いに入っていくことになる。
- どのような影響がマンションに出て、具体的にどのように配慮してもらえるのか。
 - 日影、眺望、騒音、風通し、視線などの要素があると思っている。優先的に考えるのは、日影と眺望と思っている。しかるべき時期に議論はさせてもらおう。具体的にこういうことはできないのかという要望があれば、お聞かせいただきたい。設計事務所に考えさせることも可能である。
- 住民に配慮すると幾ら口で言っても、結局何もされなかったというのが一番怖い。今回出てきたイメージ図も、マンション住民のことは何も考えていないようなものがいきなり出てきた。開校推進協議会の報告書には住民への配慮ということが、どう書かれるのか。
 - 近隣住民に十分配慮するという文言は入れていきたいと思っている。
- 住民の声はもっと強い文言で文章を入れてほしい。教育を最優先にされてしまうと、住民の声は一切届かなくなってしまう。また、報告書には住民説明会の内容が一切書かれていないので、それも添付してほしい。
 - 開校推進協議会の報告書の中で、近隣住民への配慮というのをどの程度の強さで入れるかは、私たちの一存では決められないが、公園を動かすという大きな変化を認識して、今後の設計を進めていきたい。
- 報告書は、都市計画公園を潰して小中一貫校をつくるということを入れた形でまとめて、それを次の協議会に出して議論してほしい。自分たちは協議会で発言ができないし、幾らここでしゃべっても一切届かない。

- 住民報告会の中身については、議事要旨という形で毎回事前に委員の皆さんには配付し、ホームページでは文章を起こしたものを示している。我々としては、丁寧に皆さんの意見を聞きながら、協議会には資料として示し皆さんの声も伝えるという努力はしてきた。公園を動かすということの視点については、どういう文言が盛り込めるか考えてみたい。
- 小中一貫校になったときに学区域が変更になると思うが、変更することに対しては反対である。
- 開校推進協議会の中で、稲田小学校と神谷小学校の学区域は、新しくできる小中一貫校の学区域とあわせることが確認されている。ただ、指定校変更については柔軟に対応するとしており、今後、学校経営検討委員会において改めて検討してもらう。
- 今まで事務局が言っていたことは何も履行されていない。意見、要望を聞いて配慮してきたつもりだというのが、イメージづくりの段階から配慮が全くされていない。
- 近隣の方々にどういう配慮ができるかは、設計に入る時にお聞きし配慮していく。
- 報告書案の2の(5)に近隣住環境への配慮の記載があるが、これでは不十分である。単独で章立てしてもいいのではないか。
- 報告書は、協議会の中で協議していただいたことをまとめている。皆さんの思いは、これまで協議会で伝えた内容や3回の説明会の要旨などを、報告書に添付資料としてつけることを考えている。
- イメージ図にはマンション住民の要望や、住民説明会でお願いしたことが反映されていない。校舎棟の屋上利用は認められない。プールは体育館棟の方に載せられないのか。地下利用は積極的にすべき。公開空地が2mというのは不十分である。
- 意見としては承る。できるできないは今とは言えない。イメージ図を出発点として議論すべきではないと考えている。
- 工事段階やその後の運用段階において、何らかの悪影響が住民にあったときは、区の方で補償を確実にしてもらえるのか。住民が窓を二重サッシ化したり、ベランダに目隠し対策をした場合、金銭的な負担は当然区が補償すべきと思う。
- 建設に際して、プライバシーや騒音対策に十分配慮して進める。
- 補償に関し、書面により取り交わしができないか区の方で協議してほしい。できるできないについて、次回の住民報告会で説明してほしい。
- どういう対応ができるか、持ち帰り調べさせてもらう。
- 報告会での住民意見は教訓として報告書に載せてもいいのではないか。近隣への配慮の記載は不十分なので、加筆してほしい。
- 加筆の件については検討する。
- プールを3つの学校に相当する生徒、児童で使うことに関し、キャパシティ

は足りるのか。一つのプールで全部さばけるのか。

→屋根つきのにすることや、プールの深さについて、今後のカリキュラム検討委員会の検討状況を踏まえて最終的に仕様を決める。

○神谷中の敷地は、周辺の地盤より若干高くなっている。水害対策で高くなっているのかもしれないが、今後どこの高さが基準になるのか詰めてほしい。

→いろんな経過をたどっていることは聞き及んでいる。測量や土壌調査も入るので、その結果も踏まえて土地利用については考えたい。

○学校施設の規模は、なぜ 16000 m²から動かさないのか。近隣住民の影響に対し、十分な配慮ができなかった場合の対応はどう考えているか。

→普通教室の数や児童生徒の数から、文部科学省の基準値等を参考にするとこれくらいの床面積が必要である。近隣住民への配慮が十分不十分というのは、意見が食い違うこともある。それをなるべく埋めていきたい。

○資料2の断面図がひとり歩きするのは避けたいので、イメージ図ですというのをに入れてほしい。方角も入れてほしい。

→載せ方については工夫したい。

※質疑の全文については、北区のホームページに公開しています。